

## 消 防 法 令 適 用 基 準 書

防火対象物	名 称	用 途	
	所在地又は工事施工地		
	建築主氏名		
消 防 用 設 備 等	消 火 設 備	1 消火器具 (政令第10条) (省令第6条～第9条・11条)	
		2 屋内消火栓設備 (政令第11条) (省令第12条)	
		3 スプリンクラー設備 (政令第12条) (省令第13条～第15条)	
		4 特殊消火設備 (政令第13条～第18条) (省令第16条～第21条)	
		a 水噴霧 b 泡 c 二酸化炭素 d ハロゲン化物 e 粉末	
5 屋外消火栓設備 (政令第19条) (省令第22条)			
6 動力消防ポンプ設備 (政令第20条)			
7 パッケージ型消火設備 (平成16年告示第12号) a I型 b II型			
8 パッケージ型自動消火設備 (平成16年告示第13号) a I型 b II型			
警 報 設 備	9 自動火災報知設備 (政令第21条) (省令第23条～第24条の2)		
	10 特定小規模用自動火災報知設備 (平成20年消防庁告示第25号)		
	11 ガス漏れ火災警報設備 (政令第21条の2) (省令第24条の2の2～第24条の2の4)		
	12 漏電火災警報器 (政令第22条) (省令第24条～第24条の3)		
	13 消防機関へ通報する火災報知設備 (政令第23条) (省令第25条)		
	14 非常警報器具 (政令第24条)		
避 難 設 備	15 非常警報設備 (放送設備) (政令第24条) (省令第25条の2)		
	16 非常警報設備 (放送設備以外) (政令第24条) (省令第25条の2)		
	17 避難器具 (政令第25条) (省令第26条～第27条)		
消 防 用 水	18 誘導灯 (政令第26条) (省令第28条～第28条の2)		
	19 誘導標識 (政令第26条) (省令第28条の2～第28条の3)		
消 火 活 動 上 必 要 な 設 施	20 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水 (政令第27条)		
	21 排煙設備 (政令第28条) (省令第29条～第30条)		
	22 連結散水設備 (政令第28条の2) (省令第30条の2～第30条の3)		
	23 連結送水管 (政令第29条) (省令第31条)		
	24 非常コンセント設備 (政令第29条の2) (省令第31条の2)		
防 炎 対 象 物 品	25 無線通信補助設備 (政令第29条の3) (省令第31条の2の2)		
	26 防災対象物品の使用 (政令第4条の3～第4条の4) (省令第4条の3～第4条の4)		
火 災 予 防 条 例	27 喫煙所の設置 (条例第23条)		
	28 劇場等の客席 (条例第35条～第38条)		
	29 避難通路 (条例第37条～第38条)		
	30 火気使用設備等 (条例第3条～第10条、第17条の2)		
	31 少量危険物 (条例第31条～第32条)		
	32 指定可燃物 (条例第33条～第34条)		
	33 変電設備・発電設備・蓄電池設備 (条例第11条～第13条)		
	34 ネオン管灯設備 (条例第14条)		
	35 住宅用防災機器 (条例第29条の2)		
その他の規制			
消防法令の規制については、上記の○印を付した基準により施工します。  年 月 日  <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                     設計者（被委任者）                      事業所名                      氏 名                 </div> <div style="text-align: right;">                     ○                 </div> </div>			